

土木工事共通仕様書の適用 にあたっての留意事項

1. 工事毎の適用基準

基本的に各事業の工事編を優先適用とするが、記載のないものについては、各工事編を適用するものとする。

- ・土木建築部発注の工事については、第4編～第10編を優先とする。
- ・農林水産部発注の工事については、第11編～第13編を優先とする。

例1. フィルダム工事の適用は、

土木建築部の発注工事であれば第9編第2章フィルダム工事を優先する。

農林水産部の発注工事で、その事業が農業農村整備事業であれば第11編第10章フィルダム工事を優先とする。

例2. コンクリートダム工事の適用は

土木建築部の発注工事であれば第8編砂防編を優先する。

農林水産部の発注工事で、その事業が治山工事であれば第12編第3章溪間工事を優先とする。

2. 他の仕様書の適用について

本仕様書に記載の無い工法については、監督員と**協議**をおこなうこと。